

主管部	普及広報
規程番号	tmtu-9

2014年10月10日制定

2014年10月20日施行

一般社団法人東京都トライアスロン連合
(以下 TMTU という。)

加盟団体以外の団体に対する主催事業等の助成に関する規程 (案)

(目的)

第1条 本規程は、地域組織規程第5条第2項に規定する加盟団体の事業に対する助成金に準じて、加盟団体以外の団体に適用する助成金として、必要な事項を定めるものとする。

(助成対象)

第2条 本規程の適用対象は、TMTU 加盟団体以外で営利を目的としない団体が主催する事業で、加盟団体又は TMTU が運営に直接又は間接に関与し、理事会にて承認された事業とする (TMTU が委託を受ける主管大会は除く)。

(助成金の算定)

第3条 本規程の助成金は前年度実績に対する助成とし、前年度大会参加選手数×都度理事会承認による基準単価をベースとする。

(助成金の申請)

第4条 TMTU の指定期間内に申請のあった団体に対し、当該指定口座に振り込むものとする。但し、前年度決算書の繰越金が助成金と同額又はそれ以上となる場合は助成しない (申請初年度は除く)。

(2) 第3条に規定する対象事業の証憑資料として、所定の申請書類と併せて前年度の大会募集要項、大会報告書及び大会決算書を提出しなければならない。

(その他)

第5条 この規程に定めのない事項については、理事会の決議を経て取り扱うものとする。

以 上